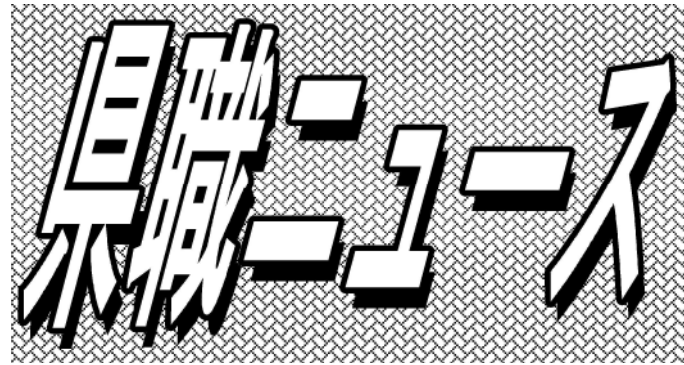


(回覧用は5人に1枚の割合で配付しています。)

回覧									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--



2016年2月29日

No.1606

平成28年度当初予算
要求に対する回答

発行所
 名古屋市中区三の丸3-2-1
 愛知県東大手庁舎4階
愛知県職員組合
 www.aichikenshoku.gr.jp
 honbu@aichikenshoku.gr.jp
 代表 052-951-4036
 F A X 0120-930-340
 財政部 052-212-8034
 組織部 052-212-8032
 政策部 052-212-8033

2月16日発表

人員・予算・公用車・職場環境等 平成28年度当初予算要求に対する回答示す

2015職場要求の取り組みについて、5月以降、各職場でアンケートを実施し、所属長交渉、部局長交渉と要求を積み上げ、昨年11月19日に「平成28年度当初予算に関する要求書」を提出。2月16日に回答が示されました。

人員・組織機構について ~引き続き、部局や所属間の再配置を推進~

平成27年度から実施している「しなやか県庁創造プラン」において、職員定数の削減目標を定めないことから、定数交渉の取り扱いが変わりました。

人員については、業務量に応じた最適な職員配置を実現する観点から、部局や所属間の再配置を積極的に推進するとしています。回答については以下のとおりです。(一部組合で加工)

要 求 (2015/11/19)	回 答 (2016/2/16)
I 人員・組織機構について 1 全部局共通関係 ① 業務量に見合った人員確保をすること。	1 全部局共通関係 ① 「あいちビジョン2020」の政策課題を始め、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化した成果を後戻りさせることがないよう、引き続き事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などに取り組み、適切な人員配置に努めていきたい。なお、引き続き業務量に応じた最適な人員を実現する観点から、部局や所属間の再配置を推進していきたい。
② 年度当初に欠員が生じないようにすること。	②③ 職員の採用にあたっては、将来的に職員の年齢構成に偏りが生じないようにするため、計画的に一定数を採用するという考え方のもと、採用予定数を決めているところであるが、できる限り年度当初に欠員が生じないように努めていきたい。
③ 年度途中で欠員が生じた場合、確実に代替職員を補充すること。	なお、欠員が生じた場合は業務に支障が生じないよう部局とよく連携を取りながら適切に対応していきたい。
④ 代替職員を確保するための採用事務について、部局と職場が連携し、過重な負担を職場にかけないこと。	④ 代替職員確保のための採用事務については、各部局の主管課が所属と連携し、職場に負担がかからないよう各部局へ依頼しているところであるが、引き続き円滑な採用事務等が行われるよう努めていきたい。
⑤ 現業職員の定年退職にあたって、「当面は正規職員での対応が必要」とした業務については、正規職員で補充すること。また、現業職員の採用にあたり、年度当初に欠員を生じさせないとともに、欠員を生じさせない採用方法とすること。	⑤ 平成22年3月に示した技能労務職員等の「業務のあり方」において、「当面は正規職員で行う業務(非常勤化を含む体制)」と整理している業務に従事する者の定年退職等に伴う補充については、業務量を確認しながら、他の職種からの任用職種変更又は新規採用による正規職員の補充を行っているところである。引き続き、この方針に従うとともに、採用選考試験の時期についても適切に対応していきたい。

要 求 (2015/11/19)	回 答 (2016/2/16)
2 総務部関係(税務関係) ① 公平・公正な税務行政を遂行するため、事務量に応じた適正な人員を正規職員で配置するとともに、事務量の削減が確認できない人員削減は行わないこと。また、事務量の増大等により、人員が必要な場合は職員を再配置するなど、適切に対応すること。	2 総務部関係 ① 全部局共通関係①の回答と同じ
② 名古屋北部県税事務所 不動産評価室の人員を3名増員すること。	② 認められない。
③ 知多県税事務所 不動産取得税担当に職員1名(仮配置)を配置すること。	③ 認められない。
3 健康福祉部関係 (1) 保健所関係 ① 全保健所 所管区域の規模や地域の特性、さらに「児童福祉法の一部を改正する法律」等法改正等に基づく新たな課題に対応できるよう、保健師を業務量に見合った人員配置とすること。	3 健康福祉部関係 (1) ① 全部局共通関係①の回答と同じ
② 江南保健所 総務企画課に正規職員を1名増員すること。	② 認められない。
(2) 衛生研究所 企画情報部に感染症法改正に伴う正規職員を1名増員すること。	(2) 認められない。
(3) 愛知学園 学校教育を早期に導入すること。	(3) 学校教育導入に向け、県と春日井市教育委員会と意見交換を実施しており、引き続き早期導入に向け努力する。
(4) 福祉相談センター関係 ① 尾張福祉相談センター 里親・施設支援専門担当者1名の配置をすること。	(4) ① 認められない。
② 西三河福祉相談センター 医師(児童専門監)を1名増員すること。	② 適任者がいれば採用を検討していきたい。
③ 春日井児童相談センター 一時保護所の正規職員を2名増員すること。	③ 正規職員2名の増員を認める。 なお、別途嘱託2名を削減する。
4 農林水産部関係 ① 食育推進課 消費・食品表示Gの増員を1名図ること。	4 農林水産部関係 ① 1名の増員を認める。
② 西三河農林水産事務所 用水管理課(羽布ダム管理所)の主査級職員を1名増員配置すること。	② 1名の増員を認めることとし、適任者を配置できるよう努めていきたい。
③ 西三河農林水産事務所・幡豆農地整備出張所 事業担当職員の増員を1名図ること。	③ 1名の増員を認める。
④ 農業大学校 ア 舎監嘱託員を2名増員すること。 イ 畜産G・研修科の再任用職員を正規職員に戻すこと。 ウ 管理課・畜産Gの嘱託員を再任用職員に戻すこと。	④ ア 2名の増員を認める。 イ 適任者を配置できるよう努めていきたい。 ウ 適任者を配置できるよう努めていきたい。
5 企業庁関係 愛知用水水道事務所・尾張旭出張所 高蔵寺浄水場職員にかかる職種を嘱託職員2名から短時間再任用職員2名に変更すること。	5 企業庁関係 適任者を配置できるよう努めていきたい。
II 人事異動について 1 全部局共通関係 人事異動にあたっては、職員が安心して仕事に取り組み、仕事のやる気を高め、人材育成につながるものとする。	1 人事異動にあたっては、組織力を最大限発揮できる体制とするため、各組織の次年度以降の業務とその課題を踏まえつつ、人事評価等に基づき、職員一人ひとりの能力と適性を的確に把握し、適材適所の配置を行っていき たい。
2 総務部関係(税務) 他部局との交流については、税務職場の専門性・特殊性を考慮し、長期的視野に立った異動を行い、組織機能を低下させないよう配慮すること。また、税務職場の年齢構成にも配慮すること。	2 職務遂行能力や専門能力の向上及び業務の継続性の観点から人事異動サイクルを長期化することとしており、組織機能の低下を招かないよう努めていきたい。

(裏面に続く)

予算・職場環境について

時間外勤務手当について、「予算の制約により時間外勤務手当が完全支給されていない」との意見が依然聞かれます。

人事課は従前より年度途中で予算が不足した場合、調整財源の活用等を行うとし、今年度は部局に対する追加配当について、約1億5400万円の配

～公用車の更新昨年46台→58台に増えるも分会の切実な実態には届かず～

分を行っているとなりました。

また、公用車の更新について、昨年の46台から58台に更新台数は増えたものの、増車要求については「全庁的に厳しい」とするなど、分会の切実な実態に応えたものとはなっていません。

要 求 (2015/11/19)	回 答 (2016/2/16)
Ⅲ 賃金・予算について 1 全部局共通関係 ① 職員の健康管理と県民の来庁等を考慮し、勤務時間中の空調運転を確実にし、労働安全衛生法に基づき、時期にこだわらない弾力的な運転をするため、冷暖房予算について、十分に確保すること。 ② 事務室をはじめ職場環境について、労働安全衛生法や愛知県職員安全衛生管理規程で定める基準を順守し、職員と県民の利便に配慮するため、修繕等の庁舎管理予算について、十分に確保すること。 ③ 庁舎の窓ガラスに断熱フィルムを貼り、冷房効果を高めること。 ④ 事前命令・事後確認された時間外勤務に係る予算について、確実に確保すること。 また、年度途中で不足が生じた場合は、職場の要望に基づき、確実に職場へ予算を配分すること。	Ⅲ 賃金・予算について 1 全部局共通関係 ① 県庁舎の空調運転については、一般運転期間のほか弾力運転期間を設け、外気温度や湿度などを考慮しながら実施しており、厳しい財政状況ではあるが、今後も業務に支障を来たすことのないよう、冷暖房予算の確保に努めていきたい。 ② 所属における関係基準の順守については、愛知県職員安全衛生管理規程に基づく快適な職場環境の実現に向け、安全・衛生管理等の研修会のほか、文書等を通じて指導・周知に努めている。 また、厳しい財政状況ではあるが、今後とも法の趣旨及び県民の利便への配慮を踏まえた整備がなされるよう、庁舎管理予算の確保に努めていきたい。 ③ 本庁舎等の窓ガラスには、平成22年度に飛散防止フィルムを全面的に張り替えたところであり、既存のフィルムをはがした上で、飛散防止効果のある断熱フィルムに張り替えることは、現段階においては困難である。 なお、夏場における本庁舎等の屋上直下の課室などについては、電気の容量を確認の上、申請に基づき扇風機等の使用を認めているところである。 ④ 時間外勤務手当については、必要な予算の確保に努めており、年度途中であっても、部局内で調整を図り、各所属に適切な配分を行っているところである。 なお、新規事業、災害等により年度当初に予定していた以上の時間外勤務が発生し、当初の配分額では不足する部局については、部局からの要望額に対し、予算執行状況等も踏まえ、必要相当額を配当しているところである。
2 農林水産部関係 ① 家畜保健衛生所関係 獣医師職員の給料の調整額調整数を「2」とすること。 ② 畜産総合センター 獣医師職員の給料の調整額調整数を「1.5」とすること。	2 農林水産部関係 ① 別途回答済み。※右下囲み参照 ② 認められない。
Ⅳ 備品・公用車等について 1 全部局共通関係 安全運転管理上問題がある公用車を更新すること。 なお、更新にあたっては、地域性、使用用途、利便性、環境性能を考慮し、最適な車種の更新を進めること。 また、カーナビを装備するとともに、最新の地図に更新すること。	Ⅳ 備品・公用車等について 1 全部局共通関係 公用車については、各部局の要望に応じて、年数・走行距離のほか使用実態や故障等老朽化の状況も考慮し、順次更新している。 また、車種や装備については、各部局の要望を元に、必要な車種・装備で更新している。
2 総務部関係 公用車について、次のとおり配備及び更新すること。 ① 新城設楽振興事務所・山村振興課（1台・配備） ② 西三河県民事務所・県民安全課（1台・更新） ③ 名古屋北部県税事務所（1台・更新） ④ 名古屋西部県税事務所（1台・更新） ⑤ 東尾張県税事務所（1台・更新） ⑥ 知多県税事務所（2台・更新）	2 総務部関係 ① 配備しない。 ② 更新する。 ③ 更新する。 ④ 更新する。 ⑤ 更新する。 ⑥ 1台のみ更新する。

要 求 (2015/11/19)	回 答 (2016/2/16)
3 健康福祉部関係 (1) 保健所関係 搬送車及び公用車について、次のとおり配備及び更新すること。 ① 清須保健所、知多保健所、西尾保健所 環境・食品安全課に感染症発生時における搬送車の配備をすること。 ② 一宮保健所（6号車・更新） ③ 瀬戸保健所（10号車バン・更新） ④ 春日井保健所（5号車・更新） ⑤ 西尾保健所（1号車・更新） ⑥ 豊川保健所（11号車・更新） (2) 衛生研究所 ① 次の備品を更新すること。 ア ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS) イ 老朽化備品(リアルタイムPCR装置等) ② 誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS)、液体クロマトグラフ質量分析装置(LC-MS/MS)、液体シンチレーションカウンタ(LSC)のうち、製造業者の保守対応期間を過ぎているものについては、早急に更新すること。 ③ データ解析に必要なパソコンを3台更新すること。	3 健康福祉部関係 (1) 保健所関係 ① 配備しない。 なお、県庁西庁舎に感染症発生時における搬送車を配備する。 ② 更新する。 ③ 更新しない。 ④ 更新しない。 ⑤ 更新する。 ⑥ 更新しない。 (2) 衛生研究所 ①② 衛生研究所の建替えにあわせて検討していきたい。 なお、誘導結合プラズマ質量分析装置については、平成28年1月にリース対応により、配備しているところである。 ③ 現在、研究所の職員に対しデータ解析用を含め複数台のパソコンを配備しており、更新にあたっては、今後とも優先度を踏まえて対応していきたい。
(3) 福祉相談センター関係 ① 海部福祉相談センター 公用車について、天然ガス車(普通車)からハイブリッド車(普通車)へ更新すること。 ② 知多福祉相談センター 公用車について、普通車を1台増車すること。 ③ 一宮児童相談センター 庁舎の建て替えをすること。	(3) 福祉相談センター関係 ① 更新しない。 ② 増車しない。 ③ 厳しい財政状況の中、平成25年度に事務室の拡張工事を実施したところである。事務室が狭隘な状況は十分認識しており、今後、対応を検討していきたい。
4 産業労働部関係 一宮高等技術専門校 電気機器科の訓練で使用している実習場について、耐震基準を満たしていない(Cランク)ため、早急に耐震工事を行うこと。	4 産業労働部関係 現在、高等技術専門校のあり方に関する検討を行っているところであり、その内容を踏まえ、対応を検討していきたい。
5 企業庁関係 愛知用水水道事務所・尾張旭出張所 尾張東部浄水場に軽貨物自動車(5ドア4人乗)を1台増車すること。	5 企業庁関係 増車しない。

長年の懸案課題改善!

家畜保健衛生所獣医師調整数「1.5」に引き上げ

家畜保健衛生所獣医師の調整数については、平成23年8月に、それまで特殊勤務手当として支給されていた家畜保健衛生手当を調整額化させましたが、給料表の級毎に水準が違うなど組合主張と差があり、平成24年度以降、

当初予算要求で一律の水準改善を求めてきました。

昨年12月22日以降、別途交渉を行い、1月12日の最終提示で、平成28年4月1日から「一律1.5に引き上げる」回答が示され、組合として受け入れることを判断しました。



回 答
調整数1.5(管理職手当受給職員を除く) 実施時期 平成28年4月1日